

第 1 回
北九州市地域公共交通会議
運賃協議部会

資 料

令和 7 年 10 月 6 日
北九州市都市戦略局
都市交通政策課

【協議事項】

議題1 デジタル乗車券の試験導入について

（八幡東区 枝光地区おでかけ交通）

議題2 ジャンボタクシー回数券(旧運行事業者販売分)の使用期限設定について

（八幡東区 枝光地区おでかけ交通）

【運賃協議部会について】

これまで一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する事項は、地域公共交通会議(北九州市地域公共交通会議)において協議することとしていた。

令和5年10月1日に改正道路運送法が施行されたことに伴い、公聴会等により住民や利害関係者の意見を聴取した上で、独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定した形で、別の協議体(運賃協議部会)により協議を行う運用に変更となった。

議題1

■八幡東区 枝光地区おでかけ交通

デジタル乗車券の試験導入について

1 概要

枝光地区おでかけ交通の利用促進を図るための実証的な取り組みとして、路線バスや近隣の商業施設との連携に向けたデジタル乗車券(通常乗車券、24時間フリー乗車券)を期間限定で販売するため、運賃に関する協議を行うものである。

なお、具体的な連携施策は以下のとおり。

通常乗車券:近隣の商業施設で一定額以上の買い物をした方へ、帰りのデジタル乗車券(枝光地区)をおでかけアプリ「my route」にて配布。

24時間フリー乗車券:西鉄バス(北九州都市圏)とおでかけ交通(枝光地区)が24時間乗り放題となる24時間フリー乗車券をおでかけアプリ「my route」にて販売。

2 改定内容

試験導入するデジタル乗車券の概要は以下のとおり。

◆通常乗車券

	デジタル 通常乗車券 (今回試験導入)	【参考】通常運賃
金額	200円(小学生以上)	200円(小学生以上)
適用する路線	枝光地区おでかけ交通の 運行路線(全5ルート)	枝光地区おでかけ交通の 運行路線(全5ルート)
適用する期間 (予定)	令和7年11月10日から 令和8年2月28日まで	
適用方法	・未就学児は無料とする。 ・旅客運賃の割引(障がい者割引等)はしない。	

◆24 時間フリー乗車券

	デジタル 24 時間フリー乗車券 (今回試験導入)	【参考】西鉄バス 北九州エリア 24 時間フリー乗車券 (北九州都市圏)
金額	1,100 円	大人券 1,000 円 小児券 600円
適用する 路線・区域	・西鉄バス 北九州都市圏 ※別途、実施運賃届出を予定 ・枝光地区おでかけ交通の 運行路線(全5ルート)	・西鉄バス 北九州都市圏
適用する期間 (予定)	令和7年11月10日から 令和8年2月28日まで	
発行者	西鉄バス北九州(株)	西鉄バス北九州(株)
適用方法	・適用路線・区域内で、24 時間に限り使用でき、回数は制限しない。 ・大人1名につき、同伴する小児1名の運賃が無料。 ・旅客運賃の割引(障がい者割引等)はしない。 ・払い戻しをする場合、1枚につき110円の手数料を徴収する。	

3 道路運送法第9条5項に基づく意見募集について

(1)募集期間

令和7年9月26日(金)から令和7年10月3日(金)まで

(2)募集媒体

メールおよび郵送

(3)周知方法

市ホームページ、町内チラシ回覧、タクシー車内での掲示

(4)結果

提出意見なし

議題2

■八幡東区 枝光地区おでかけ交通

ジャンボタクシー回数券(旧運行事業者販売分)の使用期限設定について

1 概要

枝光地区のおでかけ交通については、令和6年7月1日より運行事業者が「株式会社 光タクシー（以下、旧運行事業者）」から「株式会社 第一交通八幡営業所（以下、現運行事業者）」へ変更となった経緯がある。

旧運行事業者が販売したジャンボタクシー回数券については、運行事業者が変更となった現在も使用されているが、現運行事業者の申出につき、新たに使用期限を設定するため、運賃に関する協議を行うものである。

なお、ジャンボタクシー回数券の概要は以下のとおり。

項目	内容
回数券	・200円券（18枚綴り 3,000 円） ・150円券（21枚綴り 3,000 円） ※運賃改定（H29.2）前まで販売
販売期間	・令和6年6月30日まで（旧運行事業者が販売） ※現運行事業者が販売（令和6年7月1日以降）する回数券は使用期限設定の対象外

2 改定内容

(1) 設定する使用期限

令和7年12月31日（水）まで

※回数券の払い戻しは行わない

(2) 対象となる回数券

旧運行事業者が販売したジャンボタクシー回数券

(3) 使用期限を設定する理由

旧運行事業者の破産手続きに伴い、現運行事業者による旧運行事業者販売分の売上債権の回収見込みが無くなったため。

3 道路運送法第9条5項に基づく意見募集について

(1)募集期間

令和7年6月13日(金)から令和7年7月31日(木)まで

(2)募集媒体

メールおよび郵送

(3)周知方法

市ホームページ、町内チラシ回覧、タクシー車内での掲示

(4)結果

ア 意見提出数

1件

イ 意見内容(参考)

- ・使用期限設定について、受容する。
- ・安定した運営ができるよう適切な措置を取り、この事業の継続することを強く願っている。
- ・事業開始時と比べ利用客数は減少したが、地域高齢者の日常生活に欠かせない事業である。
- ・交通加害者にならないよう自身が免許返納の決断ができたのは、本事業があったから。